（認定の申請）

第七条　法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号から第十四号までの事由に係るものを除く。）を受けようとする中小企業者は、様式第六による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類（前条第一項各号（第七号から第十四号までを除く。）又は第六項各号に掲げる事由のうち当該中小企業者に生じているものを証するために必要なものに限る。）を添付して、当該中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に提出するものとする。

一～十　［略］

十一　前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号から第十四号までの事由に係るものを除く。）の参考となる書類

2　法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る贈与の日の属する年の翌年の一月十五日（当該贈与に係る贈与税申告期限前に当該中小企業者の第一種経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該贈与の日の属する年において当該第一種経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該中小企業者の第一種経営承継受贈者が当該第一種経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）にあっては当該第一種経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日又は当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与税申告期限前に当該第一種経営承継受贈者の相続が開始した場合にあっては当該第一種経営承継受贈者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日における当該中小企業者の定款の写し

二　当該贈与の直前（当該第一種経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあっては当該第一種経営承継贈与者が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前。以下この号において同じ。）、当該贈与の時及び当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日における当該中小企業者（当該第一種経営承継贈与者又は当該第一種経営承継受贈者に係る同族関係者である会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあっては、当該贈与の直前及び当該贈与の時における当該中小企業者の定款の写し）

三　登記事項証明書（当該贈与に係る第一種贈与認定申請基準日以後に作成されたものに限り、当該第一種経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあっては当該第一種経営承継贈与者が代表者であった旨の記載のある登記事項証明書を含む。）

四　当該第一種経営承継受贈者が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与契約書の写しその他の当該贈与の事実を証する書類及び当該株式等に係る贈与税の見込額を記載した書類

（認定の申請）

第七条　法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号又は第八号の事由に係るものを除く。）を受けようとする中小企業者は、様式第六による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類（前条第一項各号（第七号及び第八号を除く。）又は第六項各号に掲げる事由のうち当該中小企業者に生じているものを証するために必要なものに限る。）を添付して、当該中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に提出するものとする。

一～十　［略］

十一　前各号に掲げるもののほか、法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号又は第八号の事由に係るものを除く。）の参考となる書類

2　法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る贈与の日の属する年の翌年の一月十五日（当該贈与に係る贈与税申告期限（次条第二項の贈与税申告期限をいう。以下この項において同じ。）前に当該中小企業者の経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該贈与の日の属する年において当該経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該中小企業者の経営承継受贈者が当該経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）を除く。）にあっては当該経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日又は当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与税申告期限前に当該経営承継受贈者の相続が開始した場合にあっては当該経営承継受贈者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出するものとする。

一　当該贈与に係る贈与認定申請基準日における当該中小企業者の定款の写し

二　当該贈与の直前（当該経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあっては当該経営承継贈与者が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前。以下この号において同じ。）、当該贈与の時及び当該贈与に係る贈与認定申請基準日における当該中小企業者（当該経営承継贈与者又は当該経営承継受贈者に係る同族関係者である会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあっては、当該贈与の直前及び当該贈与の時における当該中小企業者の定款の写し）

三　登記事項証明書（当該贈与に係る贈与認定申請基準日以後に作成されたものに限り、当該経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあっては当該経営承継贈与者が代表者であった旨の記載のある登記事項証明書を含む。）

四　当該経営承継受贈者が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与契約書の写しその他の当該贈与の事実を証する書類及び当該株式等に係る贈与税の見込額を記載した書類